

# 愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

本会は愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部と称する。

### 第2条 (事務所の所在地)

本会の事務所は支部長の定める所に置く。

### 第3条 (目 的)

本会は会員の親睦と福祉を図ると共に、歯科医学の向上発展に努め、社会福祉の増進を企画し、以って母校および歯学部同窓会の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (班)

本会は各地区に班を置き、その区割は役員会において定め、代議員会の承認を得るものとする。

## 第2章 会 員

第5条 本会の会員は愛知県内に在住もしくは開業、勤務する本学歯学部卒業生および本学歯学部大学院卒業生を以って組織する。

第6条 会員は原則としてその開業地、もしくは勤務地のある班に所属するものとする。

第7条 正会員とは本会所定の会費およびその他負担金を本会に支払ったものを言う。

第8条 常任顧問、顧問および特別会員は役員会の推薦を得て支部長が委嘱し、任期は役員と同じとする。

常任顧問、顧問および特別会員は正会員以外からも選出できる。

※特別会員：愛知学院大学歯学部関係者で役員会の推薦を受けた者

## 第3章 事 業

第9条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の親睦、福祉、共済
2. 歯科医学の研修
3. 会誌、会報、名簿などの発行、刊行
4. 母校および歯学部同窓会の発展ならびに後援のための諸事業
5. その他、目的達成のため必要と認められる事業

## 第4章 役員、代議員、班長、本部代議員

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 支部長（1名）
2. 副支部長（若干名）
3. 専務理事（1名）
4. 常務理事（若干名）

5. 理事(50名程度)
6. 監事(2名)
7. 参与(若干名)
8. 相談役(若干名)

#### 第11条(役員を選出)

1. 支部長は別に定める選挙規則にもとづき選出する。
2. 副支部長・専務理事・常務理事・理事は正会員の中より支部長が委嘱する。
3. 監事は正会員の中より選挙規則にもとづき選出する。
4. 参与は正会員の中より支部長が委嘱する。
5. 相談役は役員の推薦を得て支部長が委嘱する。

#### 第12条(役員の職務)

1. 支部長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時、または欠けた時は支部長の職務を代理し、代行する。
3. 専務理事は支部長の旨を受け会務を掌理し、支部長、副支部長ともに事故ある時、またはともに欠けた時は、その職務を代理し代行する。
4. 常務理事および理事は役員会の決定によって会務を分掌する。
5. 監事は本会の業務と会計を監査し、代議員会に報告しなければならない。
6. 参与は支部長および役員会の求めに応じ、役員会を補佐する。
7. 相談役は支部長および役員会の求めに応じ意見を述べることができる。

#### 第13条(役員の任期)

役員は任期は2年とし、任期満了の後でも後任の役員が選出されるまではその職務を代行する。

第14条 役員は欠員が生じた場合、第11条により補充できる。但しその任期は前任者の残任期間とする。

#### 第15条(代議員)

1. 本会に代議員および予備代議員を置く。
2. 代議員は班所属会員の意見を統括し、代議員会に出席しなければならない。
3. 代議員の選出は、選挙の年の前年の12月31日現在における班所属正会員で、50名につき1名の割で選出し、端数に対しても1名の割で選出する。  
但し最初の1名は原則として班長が兼任する。
4. 各班は予備代議員を置き、予備代議員は代議員に事故あるとき、あるいは欠けた時は、その職務を代理し、代行する。
5. 代議員および予備代議員の任期は2年とする。
6. 代議員および予備代議員はその氏名を本会に登録するものとする。
7. 代議員および予備代議員は役員を兼ねることができない。

#### 第16条(班長)

1. 班長は規約第4条に基づき、各班の定めるところにより班所属正会員の中から1名を選出する。
2. 班長は班所属正会員を掌握し、その融和と親睦を図り、班を代表して次の任務を行う。

(1) 班長は班長会に出席し、班所属会員の意見を反映せしめると共に、本会の報告事項を会員に周知せしめなければならない。

(2) 班長は本会との連絡を密にし、班の決議および実施した事項、班所属会員の本会に対する要望事項、その他本会運営の参考となるべき事項を支部長に報告する義務を負う。

#### 第 17 条 (本部代議員)

本部代議員は役員において選出する。

### 第 5 章 会 議

本会の会議は代議員会、役員会、班長会とする。

#### 第 18 条 (代議員会)

1. 代議員会は代議員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。
2. 定時代議員会は年 1 回とし、原則として 4 月にこれを行う。
3. 臨時代議員会は支部長が必要と認めた時、これを開くことができる。
4. 代議員総数の 1 / 3 以上の賛同により、支部長に臨時代議員会の招集を要望できる。
5. 代議員会は代議員総数の過半数の出席をもって成立する。
6. 代議員会の議長・副議長 1 名および議事録署名人 2 名は出席代議員の内より選出する。
7. 代議員会の決議および承認は出席代議員の過半数以上の賛否をもって決定する。可否同数の時は議長が決定する。
8. 役員は代議員会に出席して意見を述べるができるが、票決に加わることはできない。

#### 第 19 条 (代議員会の権能)

代議員会においては次の事項を議決または承認を得ることを要する。

1. 規約改正案の審議と承認
2. 前年度会計報告の審議と承認
3. 前年度会務および事業報告の審議と承認
4. 新年度予算案および事業計画案の審議と承認
5. 会費および負担金などの審議と承認
6. 選挙管理委員の選出
7. その他、代議員会において議決または承認を必要と認むる事項

#### 第 20 条 (役員会)

1. 支部長は随時必要な場合、役員会を招集し協議する。
2. 役員会は役員をもって構成する。但し、監事は随時出席して意見を述べるができるが、票決に加わることはできない。
3. 役員会は会務運営に必要な事項を討議し執行する。

#### 第 21 条 (班長会)

班長会は各班において選出された班長をもって構成し、必要に応じて支部長が招集し、

次の事項を報告、協議する。

1. 班活動状況の報告
2. 班所属会員の要望事項
3. 会員の移動
4. 班活動に関する諸事項の協議
5. その他本会運営上参考となるべき事項

## 第6章 会 計

### 第 22 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第 23 条 (経費)

本会の経費は次の項目にしたがって支弁する。

1. 会費および負担金
2. 寄付金
3. 前年度よりの繰越金
4. その他の収入

### 第 24 条 (会費および負担金)

会費その他は役員会の定むるところにより、代議員会の承認を得るものとする。

### 第 25 条 (会費未納者の取り扱い)

前年度会費未納者(前年度3月31日現在)は、第3章「事業」の活動の一時停止を行い、本会活動の宣伝のみとする。尚、前年度、当年度会費納入にて活動の一時停止を解除する

## 第7章 賞 罰

### 第 26 条 会員の賞罰に関しては役員会にて審査し、代議員会の承認を得るものとする。

### 附 則

1. 本規約の改正は代議員会で議決されるものとする。
2. 本規約は昭和51年5月30日を以って施行されるものとする。
3. 本規約は昭和54年4月15日を以って施行されるものとする。  
本規約実施の日に昭和51年5月30日付で施行された規約は廃止する。
4. 昭和55年4月20日より、昭和56年4月26日までの役員任期については、本部役員任期に合致せしむる調整留任期間につき、本規約第13条における役員任期の起算を、昭和56年4月26日より行うものとする。
5. 本規約は昭和58年4月17日を以って施行されるものとする。  
本規約実施の日に昭和54年4月15日付で施行された規約は廃止する。

6. 本規約は昭和 63 年 4 月 10 日を以って施行されるものとする。  
本規約実施の日に昭和 58 年 4 月 17 日付で施行された規約は廃止する。
7. 本規約は平成元年 4 月 23 日を以って施行されるものとする。  
本規約実施の日に昭和 63 年 4 月 10 日付で施行された規約は廃止する。
8. 本規約は平成 27 年 4 月 20 日を以って施行されるものとする。  
本規約実施の日に平成元年 4 月 23 日付で施行された規約は廃止する。